

新潟県柏崎市ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奨学金の貸与を受けて大学等を卒業後柏崎市に住民登録をしている者に対し、市内への定住促進を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき柏崎市の住民基本台帳に登録されていることをいう。
- (2) 大学等 大学、短期大学又は専修学校（専門課程で修業年限が2年以上であるものに限る。）をいう。
- (3) 公務員 国家公務員（昭和22年法律第120号）第2条に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員をいう。
- (4) 市税等 市の債権をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 大学等に進学し、在学している間に次に掲げる奨学金の貸与を受けた者
 - ア 日本学生支援機構 第一種奨学金
 - イ 日本学生支援機構 第二種奨学金
 - ウ 新潟県奨学金
 - エ 柏崎市奨学金
 - オ その他市長が認める奨学金
- (2) 平成27年3月以後に大学等を卒業した者
- (3) 平成27年4月1日から令和8年3月31日までの間に第1号に掲げる奨学金（以下「奨学金」という。）の償還を開始した者

- (4) 月賦、半年賦又は年賦により奨学金を滞納なく償還している者
- (5) 柏崎市に住民登録をした時点の年齢が35歳未満の者であつて、補助金の交付を受けようとする年度（以下「交付年度」という。）の前年度から第6条に規定する申請を行う日まで引き続き柏崎市に住民登録があり、現に居住しているもの
- (6) 交付年度において柏崎市民税の所得割又は均等割が課税されている者
- (7) 公務員でない者
- (8) 転勤等により一時的に柏崎市に住民登録をした者でない者
- (9) 納付すべき納期限の到来した市税等を完納している者
- (10) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていない者
- (11) 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でない者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、交付年度の前年度における償還額の2分の1の額（交付年度の前年度において柏崎市に居住した期間が1年に満たない場合は、当該償還額を居住月数で按分した額）（千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額）又は10万円のいずれか低い額とする。

2 前年度における償還額の確認は、領収書、通帳の写しその他の奨学金の償還額を確認できる書類の提出を求めて行うものとする。

（補助対象の期間）

第5条 補助対象の期間は、償還を開始した月又は柏崎市に住民登録をした日の翌月のいずれか遅い月から起算して60月とする。

（補助金の交付申請及び実績報告）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、柏崎市ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、交付年度の3月末までに市長に申請しなければならない。

- (1) 前年度の奨学金償還額を証する書類の写し

- (2) 奨学金貸与機関が発行する奨学金貸与を証するものの写し
(補助金の交付決定及び額の確定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、柏崎市ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第 2 号様式）又は柏崎市ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金不交付決定通知書（別記第 3 号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還等)

第 8 条 市長は、交付決定者が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったと認められるとき。
- (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けることになったとき、又は暴力団等の反社会的勢力関係者に該当すると認められたとき。
- (3) 市税等を滞納したとき。
- (4) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 市長は、前 2 項の規定により交付決定者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和 14 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、補助金の支払については、令和 14 年 5 月 31 日までの間は、

なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱施行の際、既に改正前の新潟県柏崎市ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金交付要綱の規定によってなされた手続又は提出中の書類は、それぞれ改正後の新潟県柏崎市ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金交付要綱の規定によってなされた手続又は書類とみなす。
- 3 改正前の第１号様式で差し支えのないものは、当分の間そのままこれを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱施行の際既に改正前の新潟県柏崎市ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金交付要綱の規定によってなされた手続又は提出中の書類は、それぞれ改正後の新潟県柏崎市ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金交付要綱の規定によってなされた手続又は書類とみなす。
- 3 改正前の別記第１号様式で差し支えのないものは、当分の間そのままこれを使用し、又は所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和４年１月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際既に改正前の新潟県柏崎市ウェルカム柏崎ライフ応援事業補助金交付要綱の規定によってなされた手続又は提出された書類は、それぞれ改正後の新潟県柏崎市ウェルカム柏崎ラ

イフ応援事業補助金交付要綱の規定によってなされた手続又は提出された書類とみなす。

- 3 この要綱の施行の際改正前のそれぞれの様式による用紙で現に残存するものは、当面の間、そのまま使用し、又は所要の修正を加えて使用することができる。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。